平成27年7月3日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

災害廃棄物対策の一層の推進について

環境省では、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」(平成27年3月24日閣議決定)を第189 回国会に提出いたしました。

今回の改正の趣旨は、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を 確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時 の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化することです。

地方自治体におかれましては、以下の事項について、災害廃棄物対策の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 自治体における災害廃棄物処理対策の強化

今回の法律案及び国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)等を踏まえ、貴自治体における災害廃棄物対策の強化をお願いいたします。

具体的には、「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、

- ① <u>災害廃棄物処理に係る計画の策定を進めるとともに、国土強靱化基本計画にお</u>けるKPI (重要業績指標) も念頭に置いた災害廃棄物対策の実施
 - 例) 仮置場 (ストックヤード) 候補地の設定、関係機関と連携した教育訓練・研修の実施、有害廃棄物や適正処理が困難な廃棄物の対策 等
- ② 特に一般廃棄物処理施設等については、施設の耐震化や非常時の自立稼働を可能にするための自家発電設備の整備等の防災対策

等をお願いいたします。

2. 大規模災害発生時の災害廃棄物処理に関する地域ブロック単位での対策の推進 大規模災害が発生した場合にも廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよ う、地域ブロック単位での対策の推進をお願いいたします。

具体的には、「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて」(平成 27 年 2 月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)を踏まえて、

- ①<u>地域における災害廃棄物処理の中核として、地域ブロック協議会への参画及び大</u>規模災害発生時の廃棄物処理体制の整備への積極的な寄与
- ② 地域ブロックでの研修や防災訓練の実施

等をお願いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法 の一部を改正する法律案における、地方自治体に係る改正事項

1. 廃棄物処理法第1章総則への1条追加

非常災害時における、国、地方公共団体及び民間事業者による災害廃棄物の処理 のための連携協力関係の確保に係る1条を追加。

2. 廃棄物処理法第5条の5第2項の改正

(都道府県が策定する廃棄物処理計画に規定する事項の追加)

都道府県は、国が策定する基本方針に即して廃棄物処理計画を定めることとされているところ、同計画に規定しなければならない事項として、非常災害時の施策について新たに規定。

3. 廃棄物処理法第9条の3の特例措置の追加

(市町村が一般廃棄物処理施設を設置するときの届出について、新たに特例措置を 追加)

市町村が一般廃棄物処理施設を設置するときには、都道府県知事に届出等を行うこととされていることについて、次の2つの特例措置を追加。

- ① 市町村が、一般廃棄物処理計画において、非常災害時に設置する一般廃棄物処理施設について記載し、それについて都道府県の同意をあらかじめ得ていた場合には、非常災害時に実際にその施設を設置することとなったときには、平時に都道府県知事が行うこととされている技術上の基準の確認手続きを略することができるとする特例措置。
- ② 市町村が非常災害により生じた廃棄物の処理を事業者に委託した場合であって、当該事業者が、その廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設を設置するときには、施設の設置について平時に必要となる都道府県知事による許可を不要とし、市町村が行う届出と同等の手続きによって施設を設置することができることとする特例措置。

4. 災害対策基本法の第85条の5の特例措置の追加

- ① 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による発災後の処理指針の策定を法定化。
- ② 大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備。